

令和3年8月12日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の改正について（通達）
この度、情報通信技術の高度化・複雑化に伴い、民間事業者等の知見を活用することの必要性が一層高まっていることを踏まえ、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱（令和元年8月16日付けサ対発第123号（以下「旧通達」という。）別添）を別添のとおり改正し、令和3年8月12日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱

1 目的

この要綱は、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定め、もってアドバイザーを適正かつ円滑に運用することにより、警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上等を図ることを目的とする。

2 運用方針

- (1) 捜査員一般のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げを図る。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員を育成する。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持できるように支援する。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を警察職員に幅広く提供する。

3 アドバイザーの任務

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識及び技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に関し三重県警察が参画する関係団体等への講演等の実施
- (4) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (5) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (6) その他警察本部長の特命事項

4 委嘱

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者からアドバイザーを委嘱する。
 - ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者
 - イ アドバイザーとしての任務を遂行し得るに足る体力、人格及び教養を有し、かつ、当該任務に熱意を有する者
 - ウ 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者
- (2) サイバー犯罪対策課長は、前記(1)の要件を満たす者を認めたときは、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書（様式第1号）により、本部長に推薦するものとする。

(3) 本部長は、アドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

5 任期

アドバイザーの任期は、2年間とし、再任を妨げない。

6 解嘱

(1) 本部長は、アドバイザーから、その任務を継続することが困難となるなどの理由により辞任の申出があったとき、又はアドバイザーにその任務を遂行するのに適さない事由が発生したと認めたときは、任期中にかかわらず、これを解嘱することができる。

(2) サイバー犯罪対策課長は、前記(1)により、解嘱の事由が生じたと認めたときは、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書（様式第3号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

7 遵守事項

アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 任務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(2) アドバイザーとして従事するときには、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。

(3) その他アドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

8 担当部署

アドバイザーに関する業務は、サイバー犯罪対策課において処理する。

様式第1号

発 第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

サイバー犯罪対策課長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書

住 所	電話 () -	
氏 名	年 月 日生 (歳) 男・女	
職 業	勤務先	
	所在地	電話 () -
経 歴		
健康状態		
推薦の理由		

委 嘱 状

様

あなたに 年 月 日から 年 月 日までの間、
三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーを委嘱します。

年 月 日

三重県警察本部長 印

様式第3号

発 第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

サイバー犯罪対策課長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書

委嘱年月日	年 月 日
住 所	電話 () -
氏 名	年 月 日生 (歳) 男・女
解嘱の理由	